

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第6号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例

鴨川市附属機関設置条例(平成31年鴨川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表2教育委員会の附属機関の表鴨川市学校適正規模等検討委員会の項の次に次のように加える。

鴨川地区統合小学校整備検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、鴨川地区(鴨川小学校、東条小学校、西条小学校及び田原小学校の通学区域をいう。)の統合小学校の整備に関する事項について調査審議を行うこと。	委員長1人、副委員長1人及びこれら以外の委員	12人以内	(1) 学校教育の関係者 (2) 識見を有する者	委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまで
------------------	--	------------------------	-------	-----------------------------	------------------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第3学校適正規模等検討委員会の委員の項の次に次のように加える。

鴨川地区統合小学校整備検討委員会の委員	5,000円
---------------------	--------